

八戸市告示第 2 5 8 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の 3 第 1 号の規定により告示する。

令和 7 年8月21日

八戸市長 熊谷 雄一

事業者		事業所		指定年月日
名称	所在地	名称	所在地	
株式会社ツクイ	神奈川県横浜市港南区上大西一丁目6番1号	ツクイ八戸訪問看護ステーション	八戸市大字十三日町25番地 オオハシヒルズ 4 階	令和7年7月1日